

品川区における東京都ふぐの取扱い規制条例不利益処分等取扱要綱

制定 平成 24 年 9 月 26 日 区長決定
要綱第 203 号

改正 平成 27 年 3 月 30 日 要綱 178 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日 要綱 139 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号。以下「条例」という。）の規定に基づくふぐ加工製品の取扱い（ふぐ加工製品を販売し、または販売の用に供するために貯蔵し、加工し、もしくは調理することをいう。以下同じ。）の禁止、停止その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）およびその他のふぐの毒による危害の発生を防止するための措置について必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 条例に規定する違反事実を確認し、不利益処分を行う場合には、時機を逸することなく的確かつ厳正に行わなければならない。

(違反事実の確認)

第 3 条 条例の規定に違反する疑いのある事実を発見した場合に係る取扱いについては、品川区食品衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領（平成 12 年 3 月 31 日制定。以下「食品衛生関係要領」という。）2、(3)および(4)の規定を準用する。この場合において、「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）」または「食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号。以下「取締条例」という。）」とあるのは「東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）」と読み替えるものとする。

(ふぐ加工製品の取扱いの禁止)

第 4 条 条例第 18 条の 2 の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いの禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合または違反行為が重大な場合に行うものとし、被処分者に対し「ふぐ加工製品取扱禁止命令書」（第 1 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定によりふぐ加工製品の取扱いを禁止した場合において、当該処分の継続中にその禁止事由が消滅したときは、保健所長からの報告に基づき、「解除命令書」（第 2 号様式）により、解除命令を行うものとする。

(ふぐ加工製品の取扱いの停止)

第 5 条 条例第 18 条の 2 の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いの停止は、期間を定めて

行うものとし、被処分者に対し「ふぐ加工製品取扱停止命令書」（第 3 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定によりふぐ加工製品の取扱いを停止する期間は、別表に掲げる違反条項の区分に応じ当該各号に定める停止日数の範囲において、次に掲げる項目に必要な日数とする。

- (1) 試験検査等原因の究明および原因の除去に要する日数
- (2) 従業員の教育、ふぐ加工製品に関する規定の遵守に要する日数
- (3) その他必要な措置に要する日数

（必要な措置命令）

第 6 条 条例第 18 条の 2 の規定に基づく必要な措置命令は、条例第 17 条の 3 第 2 号から第 5 号までまたは条例第 18 条の規定に適合させるため、期間を定めて行うものとし、被処分者に対し「改善命令書」（第 4 号様式）により通知するものとする。

（違反に対する処置）

第 7 条 条例第 17 条の 3 第 2 号から第 5 号までまたは条例第 18 条の規定に違反した場合の不利益処分は、次の措置を実施した後に行うものとする。

- (1) 食品衛生監視員が、衛生指導注意票により、改善を指導すること。
- (2) 前号の措置により改善がなされない場合は、保健所長は「改善勧告書」（第 5 号様式）を交付し、改善を指示すること。

（上申）

第 8 条 保健所長は、不利益処分を必要と認めるときは、上申書に関係書類を添えて、区長に上申しなければならない。

（聴聞および弁明の機会の付与）

第 9 条 区長は、不利益処分を行おうとする場合は、次の各号のいずれかの区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

- (1) 聴聞 区長が必要と認めるとき
 - (2) 弁明の機会の付与 前号に該当しないとき
- 2 品川区行政手続条例（平成 10 年品川区条例第 2 号（以下「行政手続条例」という。）に係る聴聞または弁明の機会の付与は、それぞれ第 6 号様式または第 7 号様式により通知するものとする。

（不利益処分の執行）

第 10 条 不利益処分に係る命令は、文書により被処分者に手交して行うものとする。ただし、緊急を要し、かつ、文書を交付する時間的余裕がない場合は、口頭により行うこ

とができる。

- 2 前項の口頭による命令を行った場合は、不利益処分の実行後、文書により命令の内容を通知する。この場合においては当該命令書の日付は、口頭による命令を行った日とし、命令書は被処分者に手交する。

(不利益処分の記録)

- 第 11 条 区長が不利益処分を行ったときは、保健所長はその違反内容やその他必要な事項を営業者台帳等へ記載する。

(保健所の通知)

- 第 12 条 区長は、不利益処分を行ったときは、保健所長あて、その旨を通知する。

また、保健所長は、不利益処分の執行が完了したときは、履行状況等を確認の上、関係書類を添付し、執行状況を速やかに区長に報告する。

(行政指導)

- 第 13 条 不利益処分を行わない場合であって、嚴重な行政指導を必要とするときは、必要に応じ始末書または誓約書等を違反者から徴収する。

(告発)

- 第 14 条 告発は、条例第 22 条から第 25 条までに規定する罰則を適用する必要があると認めるときに行うものとする。

この場合において、告発の手続は、食品衛生関係要領 11 (3) イの規定を準用する。

(公表)

- 第 15 条 条例第 19 条の 2 に規定する違反者の公表は、次により行うものとする。

- (1) 公表の対象

公表の対象は、次に定める者とする。

ア 条例第 18 条の 2 の規定による不利益処分を受けた者

イ 書面による行政指導を受けた者

「書面による行政指導」とは、保健所長名の組織として行ったものをいう。ただし、口頭による行政指導であって、行政手続条例第 33 条第 3 項に基づき、相手方の求めに応じて書面を交付したものについては除く。

ウ 不利益処分に違反した者

- (2) 公表の実施

公表は、品川区保健所が一括して実施する。

- (3) 公表時期

公表は、不利益処分および書面による行政指導（以下「不利益処分等」という。）を行った後、条例の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

(4) 公表期間

ア 不利益処分

不利益処分を行った翌日から起算して7日を下らない期間を公表期間とする。ただし、ふぐ加工製品の取扱いの禁止期間が7日間をこえる場合は、当該期間を公表期間とする。

イ 書面による行政指導

違反状態の改善までに7日間を超える場合は、改善されるまでの間を公表期間とする。なお、7日間を経ずに改善された場合においても7日間を公表期間とする。

(5) 公表内容

公表する内容は次による。

ア 営業等に関する不利益処分等については、次に掲げる事項について公表することを原則とする。

(ア) 不利益処分等を受けた事業者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および法人番号)

(イ) 不利益処分等の対象となった施設の名称および所在地

(ウ) 不利益処分等を行った理由

(エ) 不利益処分等の内容

(オ) 不利益処分等を行った措置状況

イ 不利益処分に違反した者の公表は、アの事項に加え、不利益処分に違反した旨を公表する。

(6) 公表方法

公表の方法は、品川区ホームページへの掲載等によるものとする。

(7) 関係機関との協議

公表に際しては、以下の点に留意して行うものとする。

ア 公表内容が区外に関連する場合は、事前に関連する行政機関と十分協議するものとする。

イ 情報公開担当部署と協議し、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(その他)

第16条 第7条に規定する衛生指導注意票は、食品衛生関係要領に規定する様式12号を準用する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表 (第5条関係)

処分条項	違反条項	違反条項の規定事項	ふぐ加工製品の取扱い停止日数	
条例第18条の2	条例第17条の3	第2号	容器包装に入れられ、表示がされたものの使用義務	1日以上10日未満
		第3号	仕入等に関する記録の作成、保管義務	1日以上10日未満
		第4号	届出済票の他人への譲渡又は貸与の禁止	1日以上10日未満
		第5号	ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項の遵守義務	1日以上10日未満
	条例第18条	表示の基準に合わないものの販売の禁止	1日以上10日未満	